

# 京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例に基づく無許可営業者等への報告徴収及び関連する過料の手続に関する要綱

平成30年6月12日制定

## (目的)

第1条 この要綱は、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（以下「条例」という。）第22条第1項に基づく報告徴収及びこれに関連する条例第26条第1項第4号に基づく過料に処する場合の手続に関し必要な事項を定めるものである。

## (定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、法及び条例において使用する用語の例による。

## (報告徴収の対象者)

第3条 条例第22条第1項に基づく報告は、次の各号に掲げる者に対して求めるものとする。

- (1) 旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けず、かつ、住宅宿泊事業法第3条第1項の規定による届出をせずに、宿泊料を受けて人を宿泊させることを業として行う者（以下「無許可営業者」という。）
- (2) 無許可営業施設等の所有者
- (3) 無許可営業施設等の賃借人その他当該施設を現に占有する者（明らかに宿泊者と認められる者を除く。）
- (4) 無許可営業施設等において人を接遇するなど当該施設の管理に従事する者

## (報告を求める事項)

第4条 前条各号の報告を求める者に対しては、次の各号に掲げる事項の報告を、20日以内の期限を付して求めるものとする。

- (1) 無許可営業者の住所及び氏名（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）
- (2) 報告を求める者が無許可営業者でない場合、無許可営業者との関係性
- (3) 宿泊料の金額
- (4) 宿泊者の募集方法
- (5) 客室数及び宿泊定員

- (6) 直近1か月の施設稼働日数及び宿泊者数の状況（宿泊者名簿を作成している場合は、その写し）
  - (7) 受付済みの宿泊予約の状況とその対応
  - (8) その他当該無許可営業施設等の指導に必要と考えられる事項
- 2 前項の報告に際しては、報告を求める者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名）を申告させるとともに、必要に応じて本人確認書類を添付させるものとする。
  - 3 第1項の報告については、様式1の書面を郵送、手交又は無許可営業者等の事務所若しくは無許可営業施設等への差置送達その他の方法により求めるものとし、手交の場合にあつては、様式1の書面を交付した者から様式2の受領書を収受することとする。

（報告の徴収を優先する無許可営業施設等）

第5条 前条の報告を求めるに当たり、次の各号に掲げる事情がある施設については、他の施設に優先してこれを行うものとする。

- (1) 用途地域等により、建築基準法上、旅館業施設の立地が制限されている地域に立地している無許可営業施設等
- (2) 消防法令に定める基準に適合していない無許可営業施設等
- (3) 避難通路が確保されていないなど、緊急時の避難に支障をきたすおそれがある無許可営業施設等
- (4) 騒音の発生、廃棄物の散乱その他の事由により周辺住民の生活環境の悪化が認められる無許可営業施設等

（過料処分の告知及び弁明の機会の付与等）

第6条 第4条の規定による報告を求められても回答せず、又は虚偽の報告をした者について、条例第26条第1項第4号に規定する過料処分を行おうとするときは、地方自治法第255条の3第1項並びに京都市行政手続条例第29条及び同条例第30条の規定に基づき、当該処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

- 2 前項に規定する告知については、様式3の過料処分告知書を用い、弁明については、様式4の弁明書を用いるものとする。
- 3 過料処分の告知をするときは、様式5の違反調書を作成するものとする。

（過料処分）

第7条 正当な理由なしに第4条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合に科する過料の額は、50,000円とする。

- 2 過料処分を行う場合は、当該処分を受ける者に対して、様式6の過料処分

通知書及び20日以内の納期限を定めた納入通知書により通知するものとする。

3 前項の過料の督促は、様式7の督促状により行うものとする。

4 次の各号に該当するときは、過料処分を行わないことができる。

(1) 本市が再度の報告を求め、速やかにこれに回答することを誓約したとき。  
ただし、速やかに当該誓約事項を履行しない場合その他報告を行う意思がないと本市が認める場合は、この限りではない。

(2) 前号に掲げるもののほか、弁明に理由があると認められるとき。

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、保健福祉局医療衛生推進室長がこれを定める。

附 則

(施行期日)


この要綱は、平成30年6月15日から施行する。ただし、第6条及び第7条の規定は、同年9月15日から施行する。

(様式1)

保医セ第 号  
年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

京都市長 

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第22条第1項の規定により、次の無許可営業施設等について、下記事項に関する報告を求めます。

つきましては、年 月 日までに別紙報告書を裏面記載の担当部署に持参又は郵送し、報告してください（必着とします）。

なお、正当な理由なくこの書面により求められた報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、同条例第26条の規定により、50,000円以下の過料が科せられることがあります。

(無許可営業施設等の所在地)

区

### 記

- 1 当該施設において旅館業を営む者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）

あなたが「当該施設において旅館業を営む者ではない」場合、「当該施設において旅館業を営む者」と判断する者との関係性を示す資料（賃貸者契約や業務契約が存するときは、その契約書の写し等）を提出してください。

- 2 宿泊料の金額
- 3 宿泊者の募集方法
- 4 客室数及び宿泊定員
- 5 直近1か月の施設稼働日数及び宿泊者数の状況（宿泊者名簿を作成している場合は、その写しを提出してください。）
- 6 受付済みの宿泊予約の状況とその対応

注) この報告については、報告者の住所及び氏名（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者名）を署名又は記名押印していただくとともに、連絡先電話番号を必ず記入してください。また、報告者が個人の場合は、運転免許証の写しなど本人確認書類を添付し、報告者が法人の場合は、担当者の所属・職・氏名を明記してください。

(本件担当) 〒604-0835

京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル2階  
京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター宿泊施設監視指導担当  
電話075-585-5653 FAX075-251-7235

この報告徴収の対象となる方は、当該施設において、旅館業法第3条第1項の規定による許可を受けずに宿泊料を受けて宿泊させることを業として行う方またはその関係者となります。

当該施設の所有にとどまる方や無許可営業者等から依頼を受けて管理されている方であっても、施設に関与されている以上、条例上の報告徴収対象者となります。

無許可営業施設等は、法令違反の可能性が高い施設です。違法施設である場合、そのことを知りながら、なお当該違法施設の営業に関与されるときは、旅館業違反のほう助行為として、無許可営業者等と同様に刑事告発されることもありますので、念のため申し添えます。

当該施設が違法施設である場合は、当該施設との関係を解消するなど、関係者として同施設の適正化に向けた必要な措置に努められるよう、要請します。

(参考)

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例（抄）

(無許可営業者等に対する措置)

第22条 市長は、旅館業の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、無許可営業者等に対し、その業務に関し報告を求め、又は市長が指定する職員に、無許可営業施設等その他関係施設に立ち入り、その業務の状況若しくは設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者及び宿泊者に質問させることができる。

2 (以下略)

(過料)

第26条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

(1)から(3)略

(4) 正当な理由なしに、第21条第1項又は第22条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による市長が指定した職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者（宿泊者を除く。）



<p>3 宿泊者の募集方法（インターネットでの募集の場合は、サイト名、ホスト名まで記載してください。）</p>																														
<p>4 宿泊施設の規模及び宿泊定員</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 25%;">総客室数</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 15%;">室,</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 15%;">総定員</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 15%;">名</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; width: 20%;"></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">号室</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">名</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"><math>m^2</math>,</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">号室</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">名 <math>m^2</math></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">号室</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">名</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"><math>m^2</math>,</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">号室</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">名 <math>m^2</math></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">号室</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">名</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"><math>m^2</math>,</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">号室</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">名 <math>m^2</math></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">号室</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">名</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"><math>m^2</math>,</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">号室</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">名 <math>m^2</math></td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;">号室</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">名</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"><math>m^2</math>,</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">号室</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;">名 <math>m^2</math></td> </tr> </table>	総客室数	室,	総定員	名		号室	名	$m^2$ ,	号室	名 $m^2$	号室	名	$m^2$ ,	号室	名 $m^2$	号室	名	$m^2$ ,	号室	名 $m^2$	号室	名	$m^2$ ,	号室	名 $m^2$	号室	名	$m^2$ ,	号室	名 $m^2$
総客室数	室,	総定員	名																											
号室	名	$m^2$ ,	号室	名 $m^2$																										
号室	名	$m^2$ ,	号室	名 $m^2$																										
号室	名	$m^2$ ,	号室	名 $m^2$																										
号室	名	$m^2$ ,	号室	名 $m^2$																										
号室	名	$m^2$ ,	号室	名 $m^2$																										
<p>5 直近1か月の施設稼働日数及び宿泊者数の状況          （宿泊者名簿を作成している場合は、その写しを提出してください。）</p> <p style="text-align: center;">稼働日 _____ 日, 宿泊者数 _____ 名</p>																														
<p>6 受付済みの宿泊予約の状況とその対応</p>																														

- ※ この報告書には、必要な本人確認書類や宿泊者名簿等の関係資料を添付してください。
- ※ 必要に応じて、別の用紙に以上の事項について記入していただいてもかまいません。

(様式2)

## 受領書

年 月 日付け、保医セ第 号の報告徴収に係る書面を受領しました。

年 月 日

(受領者住所氏名)

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)

電話



(様式3)

保医七第 号  
年 月 日

住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名)

京都市長



## 過 料 処 分 告 知 書

京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第26条の規定により, 下記のとおり過料を科すので, 地方自治法第255条の3第1項並びに京都市行政手続条例第29条及び同30条の規定により告知します。

この処分について, 弁明がある場合には, 年 月 日までに別紙様式により, 弁明書を提出してください。

1 過料処分を受ける者

住所 (法人にあつては, 主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては, 名称及び代表者名)

2 過料額

円

3 理由

〈弁明書提出先・問合せ先〉〒604-0835  
京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地  
千代田生命ビル2階  
京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター  
宿泊施設監視指導担当  
TEL 075-585-5653 FAX 075-251-7235

(様式4)

## 弁 明 書

年 月 日

(宛先) 京都市長

住所 (法人にあつては、主たる事務所の所在地)

氏名 (法人にあつては、名称及び代表者名)

**【この弁明書の対象となる処分】**

年 月 日付け保医セ第 号により告知された過料処分

**【次のいずれかに○を付けてください。】**

- 1 私は、過料処分を受けることについて、特に弁明はなく、別紙誓約書を提出します (又は報告書を提出します)。
- 2 私は、過料処分を受けることについて、特に弁明はありませんが、誓約書は提出しません。
- 3 過料処分について、次のとおり弁明します。

**【以下に弁明を詳述してください。必要に応じ、資料等を添付してください。】**

**【次葉あり】**

誓 約 書

私は、過料処分の対象となった報告について、直ちに全ての事項を回答し、報告することを誓約します。

また、その他の質問及び資料の提示を求められれば、誠意をもって対応することを併せて誓約します。

年 月 日

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

(様式5)

## 違 反 調 書

- 1 違反行為者の氏名又は名称及び住所又は所在地
  - (1) 住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）
  - (2) 氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）
  
- 2 関係する無許可営業施設等  
所在地
  
- 3 指導履歴
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 過料告知後の状況
  - (1) 弁明の内容
  - (2) 過料処分通知書の送付日
  - (3) 過料納入状況
  - (4) 督促状況
  
- 5 その他特記事項

【本調書には、参考資料があれば添付すること。】

(様式6)

京都市達保医セ第 号

## 過料処分通知書

被処分者

住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあつては、名称及び代表者名）

上記の者を、京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第26条第1項第4号の規定により、金50,000円の過料に処する。

上記のとおり通知する。

被処分者は、別に交付する納入通知書によりこれを納付しなければならない。

年 月 日

京都市長



(教示)

### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市長を被告として提起することができます。

ただし、この処分があつたことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

(様式7)

保医七第 号  
年 月 日

住所（法人にあっては，主たる事務所の所在地）

氏名（法人にあっては，名称及び代表者名）

京都市長 

## 督 促 状

先に，あなたに対して過料処分通知書により通知した下記の金額は，納期限（ 年 月 日）までに納付されておられませんので，至急納付してください。

指定納期限を過ぎても納付されないときは，地方税の滞納処分の例により処分をします。

### 記

年 度	
金 額	円
納付目的	京都市旅館業法の施行及び旅館業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第26条の規定による過料
指定納期限	

(教示)

#### 1 審査請求について

この処分について不服がある場合は，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に京都市長に対して審査請求をすることができます。

ただし，この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても，この処分の日から1年を経過したときは審査請求をすることができなくなります。

#### 2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは，この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に，京都市長を被告として提起することができます。

ただし，この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても，この処分の日（1の審査請求をした場合は，当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは，処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。